佐久市教育大綱（素案）に対する意見募集の実施結果

１　意見募集の概要

案件のタイトル	第四次佐久地域定住自立圏共生ビジョン（案）に対する意見募集
募集期間	令和８年９月２８日（月）から令和８年１０月２７日（火）まで
案件の公表方法	・佐久市ホームページへの掲載 ・佐久市役所本庁市民ホール、企画課、各支所総務税務係窓口に閲覧用として設置
募集方法	郵送・電子メール・ファックス・Googleフォーム・直接持参（企画課窓口）

２　意見募集の結果

提出者数	２名
提出件数	２件

第四次佐久地域定住自立圏共生ビジョン（案）に対して提出された意見の概要とそれに対する市の考え方については、下表のとおりです。

意見の要旨	市の考え方
ビジョン案中「千曲川ワインバレー特区」について、軽井沢町が特区に含まれる形で表記されているが、特区には含まれていないのではないか。	ご指摘ありがとうございます。３ページと９ページに関連する箇所がございますが、ご指摘のとおり軽井沢町は現時点で千曲川ワインバレー特区には含まれていないため、ビジョン案から削除いたします。
新型コロナの流行から日常を取り戻している実態に合わせ、ビジョン案中の「新しい生活様式の実践」等の表現を現状に即した適切な用語に見直すべきではないか。	ご意見をいただきありがとうございます。 本ビジョンにおける「新しい生活様式」や「新たな日常」に関する記述は、感染症流行初期の一時的な行動制限等のみを指すものではなく、コロナ禍を契機として進展したテレワークの定着やデジタル化の推進、地方分散への意識の高まりといった社会構造・価値観の変容の経緯を整理したものです。 また、日常が回復した現在においても、将来的な大規模災害や新たな感染症の危機に備え、教訓を風化させることなく圏域全体で持続可能な保健医療・防災体制を維持していくための重要方針として位置付けております。 以上のことから、今後の圏域連携の前提となる背景及び危機管理の教訓として重要であるため、原案の記述を維持することといたします。

（意見を受けて修正した部分がある場合は、以下を掲載）

いただいたご意見に基づいて、下記のとおり修正しました。

修正箇所	修正前	修正後	修正理由
・３ページ 第３章　佐久地域定住自立圏の将来像 １　佐久地域の概況	「千曲川ワインバレー（東地区）特区（佐久市、小諸市、東御市、小海町、軽井沢町、御代田町、立科町ほか）」	「千曲川ワインバレー（東地区）特区（佐久市、小諸市、東御市、小海町、御代田町、立科町ほか）」	記載誤りのため変更
・９ページ 第３章　佐久地域定住自立圏の将来像 ４　構成市町村の役割分担と連携 （２）北部エリア　～小諸市、東御市、北佐久郡～	「千曲川ワインバレー（東地区）特区（佐久市、小諸市、東御市、小海町、軽井沢町、御代田町、立科町ほか千曲川流域５市町村）」	「千曲川ワインバレー（東地区）特区（佐久市、小諸市、東御市、小海町、御代田町、立科町ほか千曲川流域５市町村）」	記載誤りのため変更